

令和 7 年 度

第 2 回 西条市地域公共交通活性化協議会

書面開催

【協議事項】

- (1) 東予地域及び黒谷地区デマンド型乗合タクシーの実証運行から本格運行への移行について
- (2) 西条市デマンド型乗合タクシー運行事業実施要綱（案）の制定について

(資料)

- (1) 東予地域デマンド型乗合タクシー（別紙 1）
- (2) 黒谷地区デマンド型乗合タクシー（別紙 2）
- (3) 東予地域デマンド型乗合タクシー運行実績（別紙 3）
- (4) 黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行実績（別紙 4）
- (5) 西条市地域公共交通活性化協議会規約

【 協議事項 】

1 東予地域及び黒谷地区デマンド型乗合タクシーの実証運行から本格運行への移行について

東予地域及び黒谷地区デマンド型乗合タクシーは、令和6年10月1日のバス路線三芳線再編に伴う代替交通及び交通空白地域の解消のため、令和6年10月1日から実証運行を開始している。（別紙1及び別紙2）

実証運行の開始から令和7年7月末までの運行実績として、稼働率（計画運行回数に対する実績運行回数の割合）は東予地域デマンド型乗合タクシーが58.8%、黒谷地区デマンド型乗合タクシーが8.1%となっている。（別紙3及び別紙4）

黒谷地区デマンド型乗合タクシーについては、現在の稼働率は低いですが、令和7年3月末時点で対象地区人数23人のうち利用登録者数18人（78.3%）と他の地区に比べて高い割合を示しており、今後、利用需要が高まると予測される。

また、令和5年4月に実施した「日常の移動に関するアンケート調査」により、東予地域において移動での困りごとがある方は一定数存在し、今後においても利用登録者数の増加が見込まれ、安定した稼働率で運行することができると推測される。

さらに、現行の運行については、運行事業者であるタクシー事業者（2社）は支障なく実施できており、市民の予約・利用状況等から勘案しても適当であると判断し得る。

以上のことから、東予地域及び黒谷地区デマンド型乗合タクシーについて、令和7年10月1日から本格運行に移行することとし、地域の移動手段の一つとして継続して運行していく。

なお、本格運行への移行に伴い、東予地域及び黒谷地区デマンド型乗合タクシーは、地域内リーダーシステム確保維持費国庫補助金の補助対象となる。（令和7年6月27日第1回西条市地域公共交通活性化協議会にて承認済）

【協議事項】

2 西条市デマンド型乗合タクシー運行事業実施要綱（案）の制定について

西条市地域公共交通活性化協議会において、現在、加茂地区、西条地域（加茂・大保木・市之川地区を除く。）、東予地域（黒谷地区を除く。）、黒谷地区、丹原地域でデマンド型乗合タクシーを運行しており、令和7年10月1日から小松地域（石鎚地区を除く。）への導入及び丹原地域の再編を行うとともに、西条地域に市之川地区を追加することとしている。

については、デマンド型乗合タクシーの導入が市内全域（一部の地区を除く。）に及ぶことから、デマンド型乗合タクシーの運行に関し必要な事項を定めた要綱を新たに制定する。

西条市デマンド型乗合タクシー運行事業実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、西条市デマンド型乗合タクシーの運行事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めることにより、市民の日常生活に必要な交通手段を確保し、もって市民の利便性の向上を図ることを目的とする。

（事業主体）

第2条 事業は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の認可を受けた事業者（以下「運行事業者」という。）に委託して実施するものとする。ただし、事業計画の策定並びに利用、変更及び中止の決定については、この限りではない。

（事業の区分）

第3条 事業の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 西条地域デマンド型乗合タクシー運行事業
- (2) 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行事業
- (3) 東予地域デマンド型乗合タクシー運行事業
- (4) 黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行事業
- (5) 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行事業
- (6) 桜樹地区デマンド型乗合タクシー運行事業
- (7) 小松地域デマンド型乗合タクシー運行事業

（事業計画）

第4条 会長は、事業の実施に当たり、事業の区分ごとに事業計画を定めるものとする。

2 事業計画は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 対象者
- (2) 運行区域
- (3) 運行日
- (4) 運行時刻
- (5) 予約受付締切時刻
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

3 事業計画にかかわらず、天災その他やむを得ない理由があるときは、会長が運行事業者と協議の上、臨時に運休することができる。

（利用対象者）

第5条 事業を利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、市内に住所を有し、前条第1号の規定による対象者とする。ただし、利用対象者を介助する目的のために同乗する者（1名に限る。）（以下「介助者」という。）は、

この限りでない。

(利用登録等の申請)

第6条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、よりそいたクシー利用登録票（様式第1号）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を会長に提出することにより、利用登録の申請をしなければならない。ただし、介助者については、この限りでない。

2 利用者は、前項の規定により申請した事項に変更があるときは、速やかに会長に申し出なければならない。

(利用登録の決定等)

第7条 会長は、前条の規定による申請又は申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用登録する旨を決定し、利用者に対し、利用登録証（様式第2号）を交付するものとする。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、利用者の住所、氏名、登録番号及びその他事業の利用に必要な事項を運行事業者に通知するものとする。

3 前項の規定は、第11条の規定による利用登録を取り消したときに準用する。

(利用登録証の提示)

第8条 利用者は、運行事業者から利用登録証の提示を求められたときは、これに従わなければならない。

(利用の予約申込み)

第9条 利用者は、事業を利用するときは、予約申込締切時刻までに、希望する乗降場所、運行時刻及び介助者の有無について、電話等により運行事業者に申し込まなければならない。

(予約申込みの変更及び取消し)

第10条 利用者は、予約した内容を変更し、又は取り消すときは、運行事業者に速やかに電話等により連絡をしなければならない。

2 運行事業者は、乗車予定時刻を経過しても利用者が乗車しないときは、当該利用者の利用の申込みを取り消したものとみなすことができる。

(利用登録の取消し)

第11条 会長は、利用者が次に掲げる行為をした場合は、当該利用者の登録を取り消すことができる。

- (1) 悪質な予約のキャンセル及び変更
- (2) 虚偽の申告
- (3) 他人への利用登録証の譲渡または貸与
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業に支障をきたす行為

(利用料金)

第12条 事業の利用料金は、1回の乗車につき、1人当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 大人（中学生以上） 500円
- (2) 小人（小学生以下） 250円

2 前項の規定にかかわらず、未就学児が利用する場合は、同乗する大人1人につき、未就学児1人を無料とする。

3 利用者は、事業を利用したときは、第1項に規定する利用料金を運行事業者に支払わなければならない。

（利用の制限等）

第13条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者の乗車を拒否し、又は運行の途中でも降車させることができるものとする。

- (1) 自ら乗降できない者（介助者が同乗する場合を除く。）
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) ペットを同伴している者（補助犬を除く。）
- (4) 車両を占領する荷物を持参している者
- (5) 未就学児のみで乗車する者
- (6) 運行事業者に対して暴力的な言動又は無理な要求を強要する者
- (7) 不正な方法等により事業を利用しようとする者
- (8) 他の利用者に迷惑がかかるおそれがある行為を行う者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が事業に支障をきたすと認める行為を行う者

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年9月 日から施行する。

（準備行為）

2 業務の委託、利用登録の申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日前に、第7条に規定する利用登録の決定に相当する決定を受けた者については、同条の規定による利用登録の決定がなされたものとみなす。

4 前項の規定により利用登録の決定がなされたものとみなされた者に対し、交

付された利用登録証については、第7条の規定により交付された利用登録証とみなし、なおこれを使用することができるものとする。

西条市よりそいタクシー利用登録票

申請日	年 月 日			
住所	(〒 -) 西条市			
居住 エリア <small>※該当エリア に○をご記入 ください。</small>	西条地域（大保木・加茂地区を除く）		丹原地域（桜樹地区を除く）	
	加茂地区 （行政区等： ）		桜樹地区	保井野方面
	東予地域（黒谷地区を除く）			楠窪方面
	黒谷地区		小松地域（石鎚地区を除く）	
フリガナ	生年月日	自宅電話番号	携帯電話番号	登録番号 <small>記入不要</small>
ご利用者氏名				
	M・T・S・H・R			
	M・T・S・H・R			
	M・T・S・H・R			
連絡事項 （事前に伝えておきたいことがあればご記入ください。）				
利用登録の事由 （該当するものに○を1つご記入ください。）				
	1. 現在、移動に困っているので利用したい			
	2. 現在、自身や家族等の送迎等で移動できるが、利用してみたい			
	3. 将来の利用のために登録した			
	4. その他（ ）			

※この個人情報、西条市、西条市地域公共交通活性化協議会及び運行事業者において
適正に管理し、「よりそいタクシー」の運行に関する目的以外には使用しません。
※お住まいの「居住エリア」を運行するよりそいタクシーをご利用できます。

様式第2号（第7条関係）

【居住エリア】よりそいタクシー 利用登録証
登録日
登録番号
氏名

東予地域デマンド型乗合タクシー運行計画

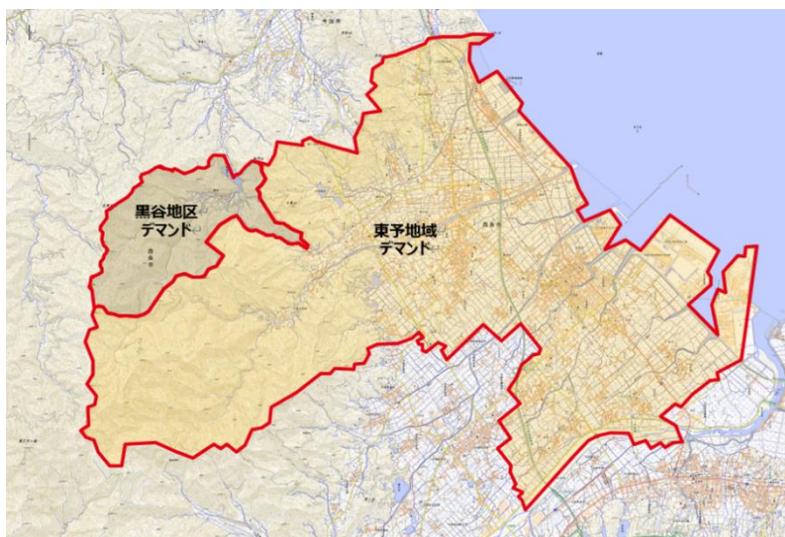
1. 営業区域

営業区域：西条市東予地域 {黒谷（庄内地区の一部運行区間）を除く}

2. 運行の区間

東予地域の利用は、運行区域内に限る。

No	運行の区間
①	壬生川地区から庄内地区までを運送する。 (明理川・石田・石延・今在家・円海寺・大新田・大野・上市・川之内・河原津・河原津新田・喜多台・楠・国安・桑村・実報寺・周布・新市・新町・高田・玉之江・旦之上・壬生川・広江・広岡・福成寺・北条・三津屋・三津屋東・三津屋南・宮ノ内・三芳・安用・安用出作・吉田) 壬生川～周布～吉井～多賀～国安～吉岡～三芳～楠河～庄内



▲運行区域図

3. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

東予地域：1乗車500円（中学生以上）、250円（小学生以下）

※未就学児は大人（保護者）1名につき1人無料。

4. 運行日・発車時刻・予約受付時間

No	運行日	発車時刻	予約受付時間
①	毎週 月曜日	9:00	前日 16:00 まで
		11:00	前日 16:00 まで
	木曜日	13:00	当日 10:00 まで
		15:00	当日 10:00 まで

※運行日が12月29日～1月3日は運休。

5. 運行開始日 令和6年10月1日

6. 運行事業者

常盤タクシー株式会社、有限会社東豫タクシー

黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行計画

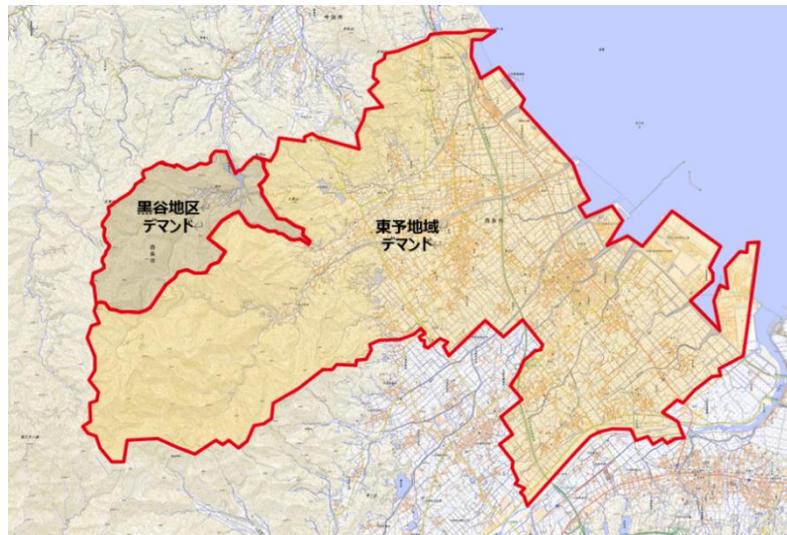
1. 営業区域

営業区域：西条市黒谷（庄内地区の一部運行区間）～東予地域

2. 運行の区間

黒谷地区の利用は、運行区域内に限る。

No	運行の区間
①	黒谷地区から東予地域までを運送する。 （明理川・石田・石延・今在家・円海寺・大新田・大野・上市・川之内・河原津・河原津新田・喜多台・楠・国安・黒谷・桑村・実報寺・周布・新市・新町・高田・玉之江・旦之上・壬生川・広江・広岡・福成寺・北条・三津屋・三津屋東・三津屋南・宮ノ内・三芳・安用・安用出作・吉田） 壬生川～周布～吉井～多賀～国安～吉岡～三芳～楠河～庄内



▲運行区域図

3. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

黒谷地区：1乗車500円（中学生以上）、250円（小学生以下）

※未就学児は大人（保護者）1名につき1人無料。

4. 運行日・発車時刻・予約受付時間

No	運行日	発車時刻	予約受付時間
①	毎週 火曜日	9:00	前日 16:00 まで
		15:00	当日 10:00 まで

※運行日が 12 月 29 日～1 月 3 日は運休。

5. 運行開始日 令和 6 年 10 月 1 日

6. 運行事業者

常盤タクシー株式会社、有限会社東豫タクシー

東予地域デマンド型乗合タクシー運行実績 (R6.10~R7.7)

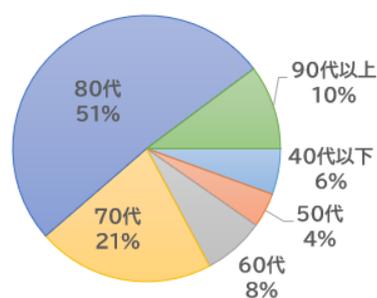
1 登録者について

- 利用登録者は 215 人(令和 7 年 7 月末時点)
- 登録者の年代は、70 代以上が 82%で、80 代が51%と過半数を占めている
- 登録者の住居地は全体的に見ると、三芳地区が多く、吉井地区が少ない
- 登録した理由は、「現在、移動に困っている」方が半数以上いる

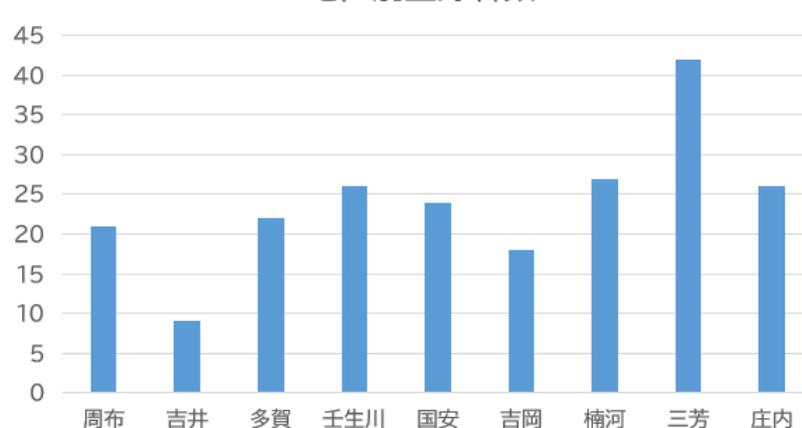
登録者の年代 ※登録時点

年代	人数
40代以下	12
50代	9
60代	16
70代	46
80代	110
90代以上	22
計	215

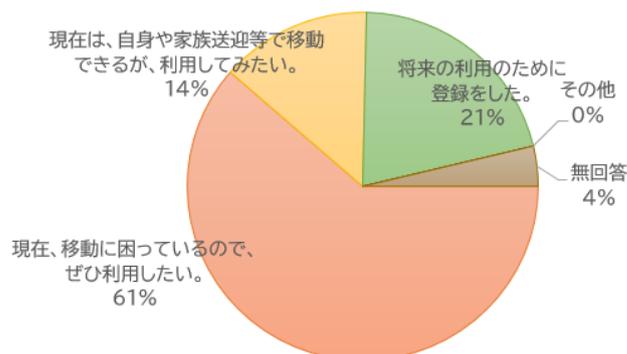
登録者の年代登録者の年代



地区別登録者数



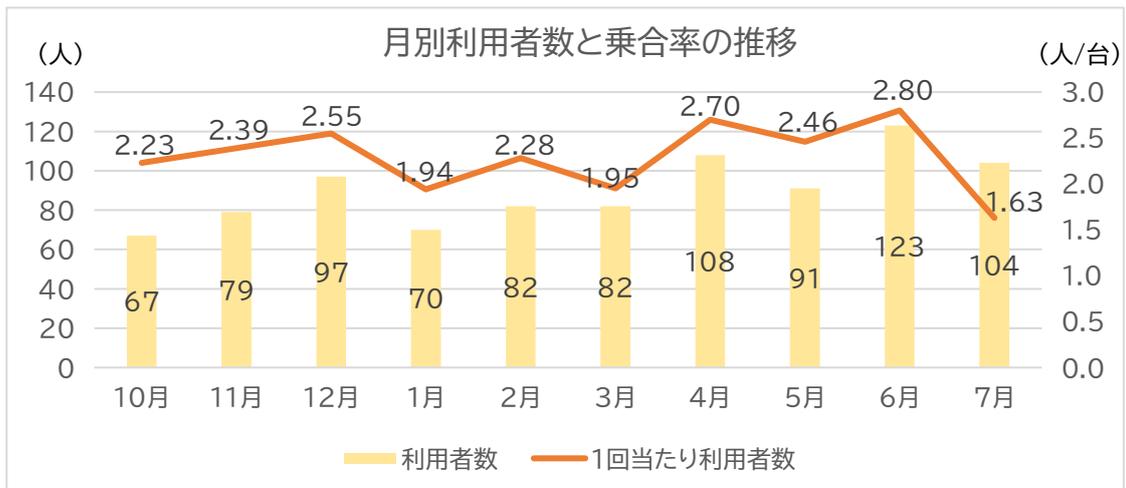
登録した理由



2 稼働率と乗合率について

- 週2日(月曜日・木曜日)で1日4便、各便2台を運行しており、運行予定回数680回に対し、運行回数400回、稼働率は58.8%である
- 利用者数は安定しており、1回あたりの利用者数(乗合率)は2.26人である

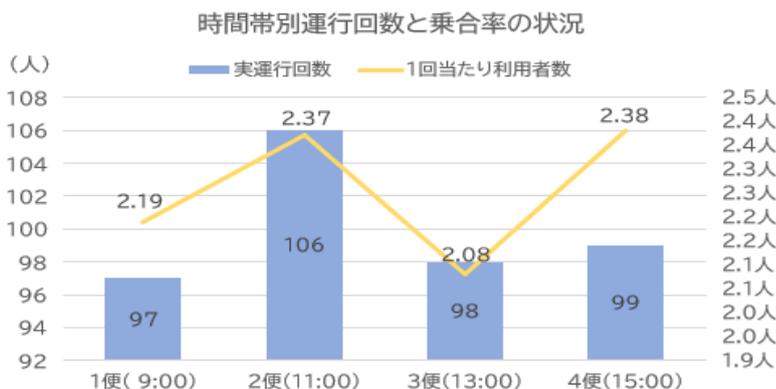
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
運行予定回数(A)	72	64	64	64	64	72	64	72	72	72	680
運行回数(B)	30	33	38	36	36	42	40	37	44	64	400
稼働率(B/A)	41.67%	51.56%	59.38%	56.25%	56.25%	58.33%	62.50%	51.39%	61.11%	88.89%	58.82%
利用者数(C)	67	79	97	70	82	82	108	91	123	104	903
1回当たり利用者数(C/B)	2.23	2.39	2.55	1.94	2.28	1.95	2.70	2.46	2.80	1.63	2.26



3 便別(時間別)運行状況

- 稼働率は、2便(11:00)が62.4%と高く、全体で見ると58.8%である

便名	計画運行回数(A)	実運行回数(B)	稼働率(B/A)	のべ利用者数(C)	1回当たり利用者数(C/B)
1便(9:00)	170回	97回	57.06%	212人	2.19
2便(11:00)	170回	106回	62.35%	251人	2.37
3便(13:00)	170回	98回	57.65%	204人	2.08
4便(15:00)	170回	99回	58.24%	236人	2.38
計	680回	400回	58.82%	903人	2.26



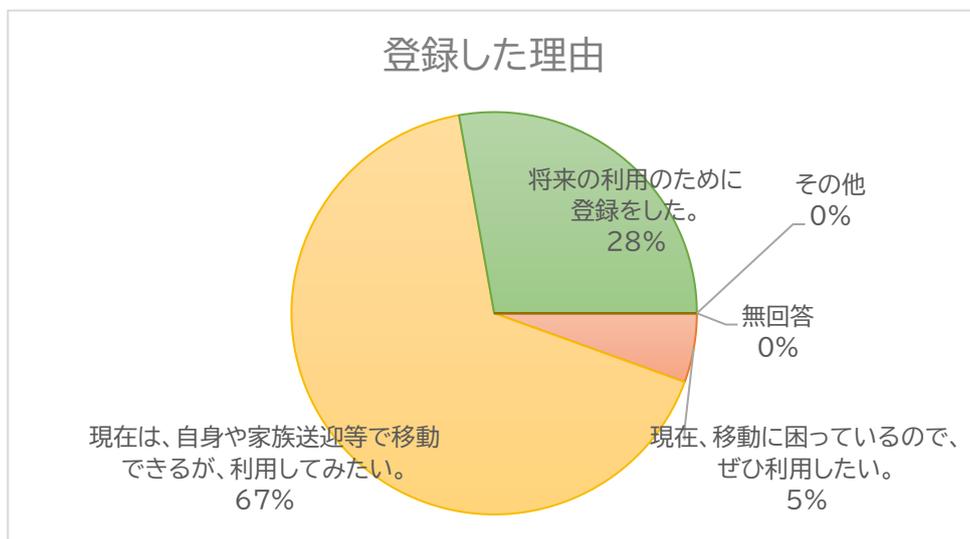
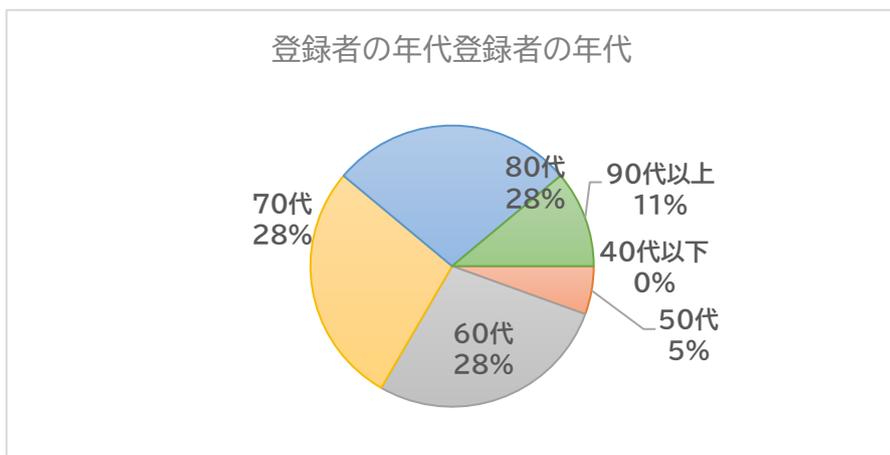
黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行実績 (R6.10~R7.7)

1 登録者について

- 利用登録者は 18 人(令和 7 年 7 月末時点)
- 登録者の年代は 60 代以上が 9 割超
- 登録した理由として、「現在は、自身や家族送迎等で移動できるが、利用してみたい」という方が 67%いる

年代別登録者数と割合

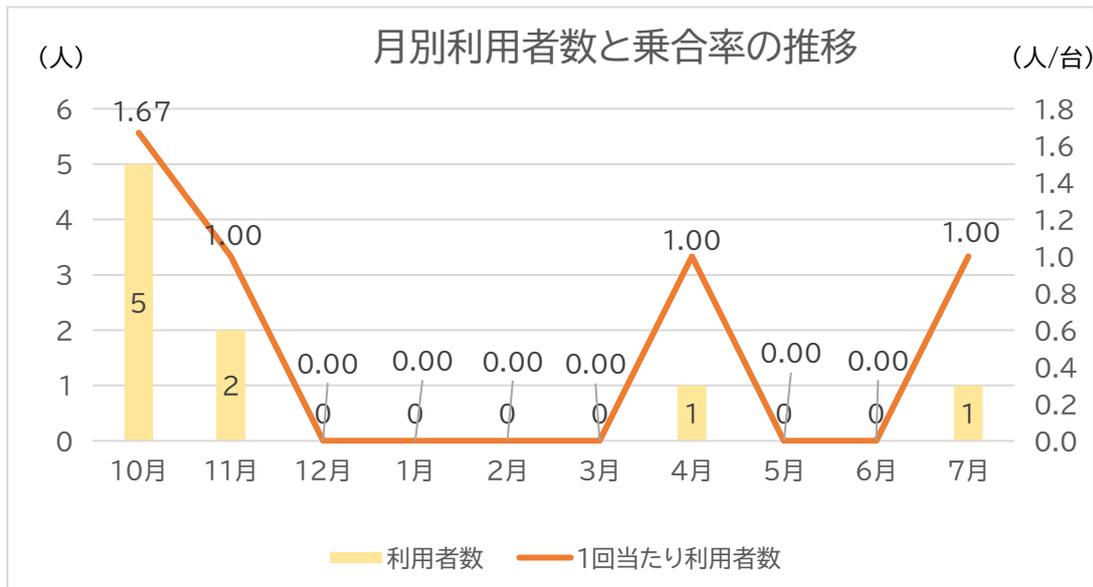
登録者の年代 ※登録時点	(人)
40代以下	0
50代	1
60代	5
70代	5
80代	5
90代以上	2
計	18



2 稼働率と乗合率について

- 週 1 日(火曜)で 1 日 2 便、各便 1 台を運行し、運行予定回数 86 回に対し、運行回数は 7 回、稼働率は 8.1%
- 利用者数は 9 人であり、1 回あたりの利用者数(乗合率)は 1.29 人

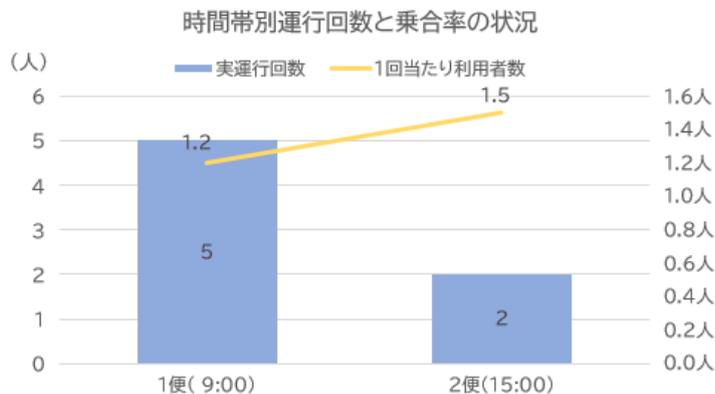
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	計
運行予定回数 (A)	10	8	8	8	8	8	10	8	8	10	86
運行回数 (B)	3	2	0	0	0	0	1	0	0	1	7
稼働率 (B/A)	30.00%	25.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	10.00%	0.00%	0.00%	10.00%	8.14%
利用者数 (C)	5	2	0	0	0	0	1	0	0	1	9
1回当たり利用者数(C/B)	1.67	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	0.00	0.00	1.00	1.29



3 便別(時間別)運行状況

- 稼働率は、午前・午後の便ともに低く、全体で8.1%となった

便名	計画運行回数 (A)	実運行回数 (B)	稼働率 (B/A)	のべ利用者数 (C)	1回当たり利用者数 (C/B)
1便(9:00)	43回	5回	11.63%	6人	1.20
2便(15:00)	43回	2回	4.65%	3人	1.50
計	86回	7回	8.14%	9人	1.29



西条市地域公共交通活性化協議会規約

平成26年 2月24日
改正 平成26年 4月30日
改正 平成26年 6月 5日
改正 平成26年12月 5日
改正 平成27年 4月28日
改正 令和 3年 5月 6日
改正 令和 5年 3月28日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、西条市明屋敷164番地西条市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

- (1) 協議会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 第3条に規定する事項に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第 1 1 条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置く。

2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(会計年度)

第 1 2 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(資金)

第 1 3 条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第 1 4 条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。
(決算)

第 1 5 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第 6 条第 5 項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 1 6 条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 7 条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 8 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第 1 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 2 6 年 2 月 2 4 日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月28日から施行する。

別表（第4条関係）

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	西条市
法第6条第2項第2号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第6条第2項第3号	西条警察署
	西条西警察署
	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部